

全国地方独立行政法人病院協議会活動部会の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国地方独立行政法人病院協議会（以下「協議会」という）活動部会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「活動部会」とは、協議会会則第2条の目的を達成するために調査研究を行う組織であつて、会長が認定したものをいう。

(組織運営)

第3条 活動部会は、組織及び運営に関し規約を定め、組織の代表者及び会計責任者を明示しなければならない。

2 会長は、必要に応じて活動部会の組織運営に対し助言等を行う。

(設置)

第4条 会員が活動部会の設置について認定を受けようとするときは、活動部会設置申請書（別紙様式第1号）に、必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、会長は、設置することが適当と認めるときは、活動部会設置認定書（別紙様式第2号）により通知するものとする。

3 会長は、第1項による会員からの申請のほか、協議会に必要と認定した活動部会を設置することができる。

(助成金)

第5条 活動部会は、協議会会則第13条の規定に基づき、その運営に必要な経費について助成金の交付を受けることができる。

2 助成金は、1活動部会につき各期15万円を上限とし、必要な経費のうち、原則として、講師旅費・謝礼金、会場借上料、印刷消耗品費及び通信費（切手代等）を助成の対象とする。

3 助成金の交付を受ける場合は、実施する30日前までに助成金交付申請書（別紙様式3号）を会長あてに提出しなければならない。

4 前項により助成金交付申請書が提出された場合、幹事会は30日以内に交付の可否及び

額について審議し、交付すべきと認めたときは助成金交付決定通知書（別紙様式第4号）により通知するものとする。

5 前項の場合において、やむを得ない理由により30日以内に幹事会を開催できない場合は、書面表決により会議の開催に代えることができる。

6 活動部会は、助成金の交付を受けた事業が完了したときは、助成金実績報告書（別紙様式第5号）に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、活動部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から適用する